

令和8年度福岡県食品ロス削減優良取組知事表彰 募集要領

1 表彰の目的

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品のことをいい、食品の製造・流通、外食・販売、消費の各段階において日常的に発生しています。

本県では、このような段階で発生する食品ロスの削減に、県民、事業者、関係団体及び行政等の各主体が連携して取り組んでいます。

この表彰は、本県における食品ロス削減の気運の醸成及び取組の更なる推進を目的として、食品ロス削減に資する優れた取組を表彰するものです。

2 表彰の対象とする取組

対象は、以下の取組のうち優れたもので、令和8年4月1日現在までに県内において1年以上継続しているものとします。

対象	取組の例
(1) 食品ロスの発生を抑制するための取組	・これまで廃棄していた食品の端材等を活用した商品の開発及び提供 ・飲食店における食品ロスを削減するための工夫や仕組みの構築及び運用 等
(2) 食品ロスの有効活用を推進するための取組	・フードバンク活動を普及・促進させるための活動 ・食品ロス削減レシピの考案及び広報 等
(3) 食品ロス削減の意識向上に資する取組	・食品ロス削減に関する講演の継続的な実施 等
(4) その他知事が認めた取組	上記以外の食品ロス削減に資する取組

※過去に本県環境部所管の知事表彰を受けた取組は対象となりません。

※食品廃棄物の再資源化（コンポスト、動物への飼料等）は対象となりません。

3 被表彰者

上記取組を実施した個人、団体又は事業者を対象とします。（ただし、暴力団（員）、暴力団員が役員となっている団体及び事業者並びに暴力団（員）と密接な関係を有する個人、団体及び事業者であると判断した場合は、表彰の対象から除外します。）

4 応募方法

応募用紙（様式第1号）を作成の上、10の応募先に電子メール・FAX・郵送のいずれかにてご応募ください。自薦・他薦は問いません。

5 応募期限

令和8年7月17日（金）まで（必着）

6 審査方法

「食品ロス削減優良取組知事表彰選考委員会」において、選考基準に基づき審査し、点数の高いものから10件以内を表彰します。

ただし、上位10位以内の取組であっても、各選考委員が採点した点数の平均が基準点以下のものは、原則、優良取組として表彰しません。

また、最も点数の高かった上位1位の取組は、「大賞」として表彰します。

選考基準

ア	食品ロス削減への貢献度 (食品ロス量の削減又は意識の向上に寄与する取組か)
イ	波及効果 (県民や他の事業者が参加又は実践しやすい取組か)
ウ	創意工夫 (アイデアを活かした創意工夫に優れた取組か)
エ	継続性 (継続的に取り組んできた実績があるか、又は今後も継続的な活動が見込める取組か)
オ	主体間の連携 (他の主体と連携した取組か)

7 結果発表

受賞者に対して、令和8年9月頃に直接通知します。なお、通知後、重大な法令違反等が明らかになった場合は決定を取り消す場合があります。

8 表彰の方法

令和8年10月頃に表彰式を開催します。表彰式の詳細については、受賞者に直接ご案内させていただきます。

9 その他

受賞した取組や受賞者の情報等については、県ホームページ等で広く公表させていただきます。また、受賞者には、県が実施する食品ロス削減の啓発等にご協力をお願いする場合があります。

10 応募先・問合せ先

福岡県環境部循環型社会推進課リサイクル係
〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7-7
TEL:092-643-3372 FAX:092-643-3377
メール: recycle@pref.fukuoka.lg.jp